資料２－１

装置等の仕様書（情報系）

1　機器類の性能等（パソコン等）

品　　名	台　数	備　　考
ノートパソコン	３６５台	ノートブック型
ノートパソコン（2in1 コンバーチブルタイプ）	１２台	ノートブック型

⑴　パソコン本体

ア　通常タイプ（365台）

No.	項目	内容	備考
1	ＣＰＵ	Intel Core i5 以上 動作周波数 2.00GHz以上	第13世代以上 10コア／12スレッド以上
2	メインメモリ	8GB以上	
3	内蔵ＳＳＤ	256GB以上	
4	内蔵光ディスクドライブ	―	必須とはしない
5	内蔵ディスプレイ	カラー液晶　13.3インチ以上14インチ以下 ※タッチパネル機能搭載	フルHD以上 タッチパネルは静電容量式を採用していること
6	外部ディスプレイインターフェース	標準（タイプＡ）のHDMI端子×1	ドックによる接続は不可、内蔵されていること
7	内蔵有線ＬＡＮ	1ポート	1000BASE-T/100BASE-TX、ドックによる接続は不可、内蔵されていること
8	内蔵無線ＬＡＮ	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠	WPA2/AES対応
9	内蔵ＵＳＢポート	3ポート以上	Type-Aを2ポート必須。 3ポート目はType-A又はType-Cとする。 Type-AについてはUSB規格3.1×１ポート以上を含む
10	内蔵カメラ	有効画素数92万画素以上	ディスプレイ面に内蔵
11	形状	ノートブック型	着脱式キーボード不可
12	内蔵キーボード	JIS配列に準拠していること	
13	重量（本体）	1.5kg以下であること	
14	バッテリー	3セル54Wh以上 または 駆動時間8時間以上	設定により、AC接続時、総充電量の80%で充電停止することが可能であること。また、AC接続時は、80%を維持することが可能であること。
15	モバイルバッテリー対応	市販のモバイルバッテリー（出力ポートは、AC、USB-A、USB-Cのいずれか）から充電可能であ	カタログで示すことができない場合は、実績としてモバイルバッテリー対応していることが確認できること

		ること。	

イ　2in1コンバーチブルタイプ（12台）

No.	項目	内容	備考
1	ＣＰＵ	Intel Core i5 以上 動作周波数 1.60GHz以上	第13世代以上 10コア／12スレッド以上
2	メインメモリ	8GB以上	
3	内蔵ＳＳＤ	256GB以上	
4	内蔵光ディスクドライブ	―	必須とはしない
5	内蔵ディスプレイ	カラー液晶　13.3インチ ※タッチパネル機能搭載	フルHD以上 タッチパネルは静電容量式を採用していること
6	外部ディスプレイインターフェース	標準（タイプＡ）のHDMI端子×1	ドック（ACアダプター）による接続についても可
7	内蔵有線ＬＡＮ	1ポート	1000BASE-T/100BASE-TX、ドック（ACアダプター）による接続についても可
8	内蔵無線ＬＡＮ	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠	WPA2/AES対応
9	内蔵ＵＳＢポート	3ポート以上	Type-Aを2ポート必須。 3ポート目はType-A又はType-Cとする。 Type-AについてはUSB規格3.1×１ポート以上を含む
10	内蔵カメラ	有効画素数92万画素以上	ディスプレイ面に内蔵
11	形状	ノートブック型 ディスプレイが360度回転する2in1タイプであること	着脱式キーボード不可
12	内蔵キーボード	JIS配列に準拠していること	
13	重量（本体）	1.4kg以下であること	
14	バッテリー	3セル42Wh以上 または 駆動時間8時間以上	

⑵　付属品

ア　通常タイプ（365セット）

No.	項目	内容	備考
1	マウス	LED式ホイールマウス	USB接続
2	盗難防止対策ワイヤー	シリンダー錠式 セキュリティワイヤー	・ワイヤー直径4ｍｍ以上 ・ワイヤー長2m以上 ・口径が端末に合致するもの ・マスターキー対応

イ　2in1コンバーチブルタイプ（12セット）

No.	項目	内容	備考
1	マウス	LED式ホイールマウス	USB接続
2	盗難防止対策ワイヤー	シリンダー錠式 セキュリティワイヤー	・ワイヤー直径4mm以上 ・ワイヤー長2m以上 ・口径が端末に合致するもの ・マスターキー対応
3	タッチペン	1⑴イに対応したタッチペン	

⑶ パソコン本体及び付属品に関する補足事項

① ＳＳＤ及びバッテリーは同時に内蔵できること。

② 各内蔵型デバイスのドライブ割当ては、以下のとおりとする。

・Ｄドライブ：ＳＳＤ（２０ＧＢ）

・Ｃドライブ：ＳＳＤ（残容量を割り当て）

※Ｃドライブ及びＤドライブに対し、bit lockerを設定すること。

③ 本体部分にセキュリティワイヤーが取り付けられること。

④ メモリについては、相性問題が発生しないこと。

⑤ マニュアルを電子媒体にて提供すること。また、そのマニュアルを庁内イントラネットに掲載することを認めること。

⑥ 室温５℃～３５℃、湿度２０％～８０％の環境下で正常に稼動すること。

⑦ バッテリー駆動時間については、初期不良等で第１項の仕様を満たさないものがないのかの確認を端末設置時までにしておくこと。万が一、端末設置時までに仕様を満たさない場合は端末設置時までに解消しておくこと。

⑧ パソコン本体は、保守の品質要件を満たすため、日本国内に販売拠点（外国法人の日本現地法人を含む）のあるメーカーのものに限る。

⑨ 1⑴ア群、イ群は全て同一機種であること。ア及びイの機種は、異なっていても構わない。

⑷ ＯＳ

Microsoft Windows 11 Pro version 23H2（64ビット版）

⑸ ソフトウェア

No.	ソフトウェア名	ライセンス数	備考
1	Zero Drive （ハミングヘッズ株式会社）	47	デジタル戦略室テレワーク用端末（４７台）へインストールする。5年間保守込み。

⑹ ソフトウェアに関する補足事項

① 特に指定がない場合は納品時点での最新バージョンをインストールするものとし、メーカーから修正パッチが提供されている場合は最新のものを適用しておくこと。

② 今回導入するすべての端末で、ユーザー権限において正常に動作すること。

③ デジタル戦略室職員が別途指定するソフトウェア（但し本市でライセンス保有のもの（資産管理ソフト、ウイルス対策関連ソフト、各系統仮想環境利用ソフト及び生体認証ソフト等）及びライセンスフリーのもの

（Adobe Reader等））をインストールするものとし、それ以外のソフトウェアは原則インストールしないこと。なお、メーカー標準のインストールソフトについては、別途協議するものとする。

④ Microsoft Edgeを通常使うwebブラウザとして設定し、パブリックのデスクトップ上にそのアイコンを登録すること。

⑤ ブラウザは、Microsoft Edgeの他にGoogle Chromeをインストールすること。

⑺ インストール及びセットアップ等

① 初期のWindowsのセットアップ及びソフトウェアのインストールを実施すること。

② 姫路市庁内通信ネットワークシステムを使用するために必要な以下の設定を実施すること。設定の詳細は契約時に伝達する。

・ＯＳ、ネットワーク等の設定
・ブラウザでグループウェアやホームページ等を使用するための設定
・本市の指定するフォルダ及びショートカットの作成
・複合機及びプリンタを使用するために必要なドライバのインストール及び設定
・一部端末への別途指示するソフトウェア（ライセンス本市保有のもの）のインストール

③ 上記インストール及びセットアップを行った後に、デジタル戦略室の指示内容を含めた一連の作業を分かりやすくまとめた手順書を作成し、電子媒体にて提供すること。

④ 賃貸借期間が満了するまでの間、デジタル戦略室の指示により最新のソフトウェア及び修正パッチを適用したリカバリディスクの再作成を行い、作成物を納入すること。なお、リカバリディスクの再作成は、初期納品時を除き、賃貸借期間中５回を想定している。

２ 機器保守等

⑴ 保守担当技術者が障害保守を実施すること。

⑵ 保守及び障害対応に関して、メーカーとの技術支援体制を整えること。

⑶ すべての機器について、ハードウェア障害又はソフトウェア障害が発生し、利用環境の復元が必要な場合は、原則として当日中に利用環境の復元に努めること。障害対応時間は原則平日９時から１７時までとし、当日での対応が難しい場合は翌営業日に対応を行うこと。利用環境の復元には最新のリカバリディスクを使用すること。また、当日中に障害対応が困難であり、利用者から代替機を求められた場合は、代替機を用意すること。

⑷ 障害発生時は、原則としてメーカー等へ持ち込まず、設置場所で修復すること。なお、修復後にデータの入った記憶装置等を持ち出す場合には、作業を行った現地にてデータの消去もしくは暗号化を実施し、現地担当者に確認を取った上で持ち出すこと。ただし、オンサイト保守が困難である場合は、本市の了解を得た上で予備機を使用した先出しセンドバック方式による保守も可とするが、事業者が設置場所に訪問の上、機器の交換を実施すること。

⑸ 本市からの障害連絡後は速やかに設置場所に向かい、対応方法を判断の上、本市ヘルプデスク及び現地担当者に対し状況説明を行った上で障害対応作業に取り掛かること。

⑹ 障害状況（発生状況・原因・対処・結果・対策等）について報告書を作成し、提出すること。

⑺　ＳＳＤの交換等によりリカバリを行った場合は、本市ヘルプデスクの指示によりソフトウェア、プリンタ等の設定作業を行うこと。

⑻　ＳＳＤの交換によりリカバリを行った場合は、データ消去を実施すること。また、消去証明書等の作業完了を証明する文書を発行すること。

3　その他

⑴　契約について

ア　複数年度に渡る契約期間のうち、翌年度以降については、当該契約に係る姫路市の予算に減額又は削除があった場合は契約を変更又は解除することができるものとする。

イ　アの規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、受託者に損害があるときは、受託者はその損害の賠償を本市に請求することが出来る。この場合における賠償額は、本市と受託者間の協議の上定めるものとする。

⑵　機器の管理

機器の納入日以降賃貸借の開始日前日までは、受託者の管理とする。

⑶　ソフトウェアについて

原則ライセンス契約とする。ライセンス契約の場合、インストール用の原本は受託者で用意し、各２セットを納入すること。ソフトウェアのライセンス証書はまとめて納入すること。

⑷　盗難防止対策について

盗難防止対策ワイヤー（セキュリティワイヤー）をパソコン１台ごとに添付し、端末設置時に施錠すること。鍵は２本のうち片方を端末設置先毎に課等の職員に預け、もう一方を番号順にまとめデジタル戦略室にマスターキー（２本）と共に納入すること。なお、鍵に取り付けるキーホルダー名札を用意し、本市が指定する管理用シールを作成し名札及び盗難防止対策ワイヤーに貼付すること。

万が一、盗難防止ワイヤーの納期が遅延することにより、端末の設置作業が設置期限までに完了させることが困難な場合については、デジタル戦略室と協議した上で盗難防止対策ワイヤー及びその鍵のみ後日、取付けることも可能とする。その際、姫路市役所本庁分においては、デジタル戦略室へ納入して、姫路市役所の各出先機関分においては、納入者が直接配送するものとする。

⑸　管理用シールの貼付について

デジタル戦略室が作成した管理用シールを、端末本体の指定する場所に貼付すること。なお、指定サイズの透明保護ラベルを用意し、管理用シールの上から貼付すること。マウス、電源アダプタについては、本市が指定する内容のネームシールを作成・用意し、それぞれに貼付すること。

⑹　前号とは別にリース会社として、リース管理用のシールを貼り付ける必要がある場合は別途リース管理用のシールを準備し、稼働に影響を与えない場所に貼り付けること。その際、シールが剝がれにくくなるよう工夫すること。

⑺　設置及び撤去作業の日程については、本市と協議の上決定すること。

⑻　今回導入のパソコンは、本市が導入している姫路市庁内通信ネットワークシステムのクライアントとして使用することを前提としているので、本市の指示に従い、当該システムのクライアントとして動作するようセットアップすること。

⑼　端末を設置した後で、端末使用者のＩＤ（使用者が不在の場合は作業用仮ＩＤ）にて通信確認及び正常に印刷できることの確認を行うこと。なお、仮ＩＤで動作確認を行った場合は、作業終了後は必ずログオフ又はシャットダウンを行うこと。なお、仮ＩＤで通信確認を行った場合は、作業終了後に必ずログオフ又はシャットダウンを行うこと。

⑽　賃貸借期間満了時、受託者が設置した装置等を撤去すること。

⑾　賃貸借期間満了後の装置等撤去時に、記憶装置を廃棄する場合、データ消去を実施すること。また、消去証明書等の作業完了を証明する文書を発行すること。

⑿　落札後、端末１台当たりの月額費用（納入、展開、撤去費用を含む。）を提出すること。なお、算出に当たっての端数は切り捨てることとする。